

千葉市公告第754号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月31日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

災害救護用資器材交換等業務委託

(2) 契約概要

仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和5年9月22日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所

保健福祉局医療衛生部医療政策課

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有するものであること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所高層棟9階）

千葉市保健福祉局医療衛生部医療政策課機動班

電話 043-245-5792

メールアドレス seisaku.HWM@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

（1）配布場所等

公告の日から千葉市ホームページ内「入札情報等」内の入札（見積）募集案件「業務委託」のページ

<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>

に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

（2）提出場所等

公告の日から令和5年9月7日（木）までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること（持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、令和5年9月7日（木）の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。）

5 入札説明書の交付

前記4（1）同様、公告の日から千葉市ホームページ内「入札情報等」内の入札（見積）募集案件「業務委託」のページ

<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>

に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 仕様等に関する質問

（1）受付期間

公告の日から令和5年9月7日（木）正午まで

（2）提出方法

前記3の契約事務担当課に質問書を電子メールで提出すること。

（3）質問に対する回答期限

令和5年9月15日（金）

（4）回答方法

受付期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和5年9月22日(金)午前10時00分(郵送の場合は、令和5年9月21日(木)の午後5時00分までに書留郵便にて前記3の契約事務担当課に必着のこと。)

(2) 入札及び開札の場所

千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所高層棟9階 M会議室901

(3) 入札の方法

総価で行う。

(4) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 最低制限価格

有

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、入札金額が最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

9 その他

(1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 詳細は、入札説明書による。